

## 中心市街地再構築全体構想町民会議設置要綱

### (設置)

第1条 中心市街地再構築全体構想（以下「全体構想」という。）策定のため、町が全体構想に関する意見を求め、また、全体構想の素案を作成するため、中心市街地再構築全体構想町民会議（以下「町民会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 町民会議は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱した委員若干名で組織する。

- (1) 各種団体を代表する職員
- (2) 地域を代表する町民
- (3) 公募による町民
- (4) その他町長が必要と認める者

2 町民会議には委員長1人及び副委員長1人を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

4 委員長が必要と認めるときは、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

5 WGにはWG長と副WG長を置き、WG長及び副WG長は委員長の指名により決定する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から町が全体構想を策定した日までとする。

### (委員等の責務)

第4条 委員は、町の現状を把握することに努め、各団体等からの意見も参考にして将来的に持続可能な町の中心市街地構想を描き町民会議の作業に参加して発言しなければならない。

2 委員長は、会務を総理し、町民会議を代表し、町民会議の議長を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 WG長は、WGを総理し、WGを代表し、WG会議の議長を務める。

5 副WG長は、WG長を補佐し、WG長に事故あるときまたはWG長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 町民会議の会議は次のとおりとする。

(1) 町民会議

(2) WG会議

2 町民会議は、委員長が招集する。

3 WG会議は、WG長が招集する。

4 会議は公開を原則として行い、必要があるときは非公開とすることができる。

5 委員長は町民会議及びWG会議にオブザーバーを参加させることができる。

6 会議の委員の費用弁償及び報酬は、弟子屈町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年弟子屈町条例第6号）に規定するところにより支給する。

### (庶務)

第6条 町民会議の庶務は、まちづくり政策課地域振興室において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員の公募等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この訓令は、令和元年5月17日から施行し、全体構想の策定をもって廃止する。